

A I ・ データ プライバシー 国際会議 への参加について

令和 5 年 7 月 5 日
個人情報保護委員会

令和 5 年 6 月 23 日（金）、韓国の個人情報保護委員会（Personal Information Protection Commission: P I P C）の主催により、「A I ・ データ プライバシー 国際会議」（副題：「人工知能及びデータ プライバシー：新たに生じている課題への対応」）が、ソウルにて、対面形式で開催された。データ保護機関、国際機関、テック企業、学者及びシンクタンクが参加した。本会議のパネルディスカッションにおいて、当委員会の浅井委員がパネリストとして登壇した。

本パネルディスカッションにおける浅井委員の発言概要は以下のとおり。

1. 各パネリストの冒頭発表（セッション名「新たに生じている課題への対応：国際的な観点」）

浅井委員より、「第 3 回 G 7 データ保護・プライバシー機関（D P A）ラウンドテーブル会合」（6 月 20 日及び 21 日、於：東京）において採択された成果文書の中から、「生成 A I に関する声明」を中心にその紹介を行った。生成 A I の進化と普及が急速に進み、我々の日常生活やビジネスに革新をもたらしていると同時に、データ保護・プライバシーに対するリスクや潜在的な損害の可能性への懸念が高まっていることを背景に、生成 A I の開発者・供給者が「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方にに基づき、プライバシー影響評価を行い、生成 A I の設計や運用等の段階でプライバシーを組み込むべきことのほか、データ最小化、透明性、データ主体の権利行使の確保等、国際的なデータ保護・プライバシーの主要原則の遵守等が求められていることを説明した。併せて、当委員会が本年 6 月 2 日に発出した「生成 A I サービスの利用に関する注意喚起等について」の概要を紹介した。

2. モデレーターからの質問に対する各パネリスト回答（セッション名「コミッショナーのラウンドテーブル」）

浅井委員より、A I に対して実際にプライバシー・バイ・デザインをいかに実施するかとの質問に対し、A I の開発のスピードについていくのは難しい面もあるが、開発者との緊密なコミュニケーションを図ることが責任ある設計、開発及び導入に寄与すると思われる旨応答した。また、各国が過去に協調して対応した個別事例の経験を踏まえ、新たな課題への対応には新たな枠組みが必要かとの質問に対し、各国データ保護機関による執行協力の機会を模索すべきであるが、協力の枠組みは既に複数存在しており、これらをよく活用して共同執行活動等を実施することが望ましい旨応答した。

なお、本会議終了後、P I P Cは本会議の要約（英文）を公表しており、各パネリストのコメントを掲載。浅井委員のコメント（仮訳）は以下のとおり。

浅井祐二（日本 個人情報保護委員会 委員）

「G7 D P Aの共通メッセージである『生成A Iに関する声明』が、コミュニケと行動計画とともに、今週6月20日及び21日に東京で日本の個人情報保護委員会により開催された『第3回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合』で採択されたことを皆様にお知らせいたします。生成A Iに関連した個人データ保護の課題については、さらなる議論や連携が必要です。この国際会議は、この問題についてさらに議論するための最も早い機会の1つです。」

（以 上）